

「同行援護従業者養成研修」

一般課程・応用課程 講座のご案内

平成28年 **5月21日(土) から【一般課程】**
6月11日(土) から【応用課程】

〈一般課程〉 平成28年5月21日(土)・22日(日)・29日(日) ☆20時間(3日間)

〈応用課程〉 平成28年6月11日(土)・6月12日(日) ★12時間(2日間)

□ 定 員 : 20名

□ 受 講 料

一般課程(20時間) : 20,000円 (別途テキスト代 2,400円+消費税=24,192円)

但し、過去に視覚性ガイドヘルパー等を修得されている方は、一部の科目が免除されます

※1) 一部科目免除の方 : 10,000円 (別途テキスト代 2,400円+消費税=13,392円)

応用課程(12時間) : 20,000円 (別途テキスト代 2,400円+消費税= 24,192円)

注意 : 一般課程を修了していないと応用過程は受講できません

★一般・応用課程を同時に申し込むと!!

『一般・応用課程セット』 : 32,000円

(別途テキスト代 2,400円+消費税=37,152円)

※1) の方のセット料金 : 24,000円

(別途テキスト代 2,400円+消費税=28,512円)

〈注 意〉

☑応用課程を受講するには、一般課程を修了していることが条件になります。

☑介護福祉士、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1・2・3級の資格を取得している方でも免除科目はありません。

☑※1) 一部科目免除の詳細な要件は、裏面をご覧ください。

□一般課程は、従業者要件を満たす資格 です

□応用課程は、サービス提供責任者としての要件を満たす資格になります

特に、平成30年度からは必須の資格になります

★申込締切は、各開講の1週間前まで、

資料請求・申込用紙はWEBまたは電話でお申し付けください。

申込・問合せ先(申込・資料請求・問合せ) お気軽にお問合わせください。

〒780-0806 高知県高知市知寄町1丁目8番11号

TEL:088-855-7502

FAX:088-855-7503

e-mail:n-fukusi@i-tosa.com

担当:滝浪(タキナミ)まで



日本福祉アカデミー高知校

同行援護従業者養成研修 カリキュラム

〈一般課程カリキュラム〉

日程	科 目	時間	備 考
1 日 目	視覚障害者(児)福祉サービス	1	
	同行援護の制度と従業員の業務	2	
	同行援護の基礎知識	2	
	基本技能	2	
2 日 目	障害・疾病の理解①	2	
	障害者(児)の心理①	1	
	情報支援と情報提供	2	※1)
	代筆・代読の基礎知識	2	※1)
3 日 目	基本技能	2	
	応用技能	4	

〈応用課程カリキュラム〉

日程	科 目	時間	備 考
1 日 目	障害・疾病の理解②	1	
	障害者(児)の心理②	1	
	場面別基本技能(実習)	3	
	場面別応用技能(実習)	1	
2 日 目	交通機関の利用	4	
	場面別応用技能(実習)	2	

(使用テキスト:「同行援護従業者養成研修テキスト第3版」中央法規出版)

備考欄※1)は、下記の方が対象に成ります。

※1)一部科目免除に成る方の要件

□一般課程の履修科目を免除することができる要件(高知県の規程)

- ①高知県ガイドヘルパー養成研修事業のうち「視覚障害者移動介護従業者養成研修課程」修了者
- ②高知市居宅介護従業者養成研修事業のうち「視覚障害者移動介護従業者養成研修課程」修了者
- ③高知市移動支援従業者養成研修事業のうち「視覚障害者移動支援従業者養成研修課程」修了者

上記①～③の要件を満たしている方は、一般課程の科目から一部履修免除になり
一般課程の2日目午後/4時間のみの受講となります。

なお、4時間の科目は、上記のカリキュラムをご参照ください。



※1)

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

○一般

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

◎応用

■平成30年度から同行援護従事者の資格要件が変わります

I. サービス提供責任者 = (A) と (B) が必須となる

(A) 以下の①から⑤の「いずれか」の資格要件を満たし

- ①介護福祉士
- ②介護職員実務者研修課程修了者
(介護職員基礎研修課程、ホームヘルパー1級)
- ③介護職員初任者研修課程修了者
(ホームヘルパー2級)
- ④居宅介護従業者養成研修課程修了者
- ⑤居宅介護従業者養成研修課程修了者で
『3年以上の介護等の実務のある者』※2)

※2)3年以上とは、具体的には従事期間が3年以上かつ
従事日数が540日以上のこと。

加えて

(B) 以下の①「または」②の要件を満たす者

- ①同行援護従業者養成研修修了者(一般課程及び応用課程)
- ②厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に
定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の
教科を履修した者又はこれに準ずる者

II. 従業者

以下の①から③の「いずれか」を満たす

- ①同行援護従業者養成研修修了者(一般課程)
- ②居宅介護の従業者要件を満たす者であって、
視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する
事業(直接処遇職員に限る)に1年以上従事した
経験を有する者※3)
- ③厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に
定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の
教科を履修した者又はこれに準ずる者

※3) 1年以上とは、具体的には従事期間が1年以上かつ
従事日数が180日以上のこと。

未来の介護リーダーを育てる



日本福祉アカデミー高知校